

## パブリックコメント意見についての考え方

### 議会改革推進特別委員会

#### 意見①について

- ・第7条で、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、「議会報告会」の開催を明記しました。
- ・第12条で、議員の「政策立案及び政策提案」を明記しました。
- ・第14条で、議員による「政策討論会」の開催を明記しました。
- ・第15条で、(委員会の活動)で懇談会を明記しました。
- ・第17条で、「議員研修の充実強化」を明記しました。

#### 意見②について

- (1) 前文とは、その条例の制定の趣旨、基本原則及び制定者の決意などを書いた文章であり、その条例制定の理念としてのものであり、条文形式ではないので自由な表現ができます。
- (2) 案どおり 同上 なお、第8条で「市長等と議会及び議員の関係」を明記しました。
- (3) 案どおり、同上、あえて明記しました。
- (4) 案どおり、同上、わかりやすい表現で明記しました。
- (5) 案どおり、同上、事に当たる態度という意味で「姿勢」を明記しました。
- (6) 案を再考し、「市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、議会及び議員の活動原則、議会と市民及び行政との関係等の基本事項を定め」を削除しました。
- (7) 案を再考し、前文の8行～12行を削除しました。
- (8) 案どおり、この条例の目的として、何を指すのかをあえて明記しました。
- (9) 案を再考し、「市民主権を基礎とする市民の代表機関」に修正しました。
- (10) 案どおり、一定の意見だけではなく、少数意見も含めての多くの意見です。
- (11) 案どおり、「議会における交流と自由な討論」に修正しました。  
何の制限もなく、互いに議論を交わす場という意味で明記しました。
- (12) 案どおり、開かれた議会を目指して活動するために、その都度、見直す意味で明記しました。

- (13) 案を再考し、第 12 条に同趣旨が明記されているため、第 2 条第 4 項を削除しました。
- (14) 同上
- (15) 案を再考し、第 4 項とし、「議会は、傍聴の意欲が高まるよう、会議を定刻に開催するように努め、市民にわかりやすい視点、方法等で行うものとし、天理市議会傍聴規則（昭和 34 年 12 月天理市議会告示第 1 号）の内容を継続的に見直すものとする」に修正しました。
- (16) 同上
- (17) 同上
- (18) 案どおり、議員の活動原則を並列的に明記しました。
- (19) 案を再考し、「活動するものとする」に修正しました。
- (20) 案を再考し、第 1 条を「市民全体」に修正し、第 1 条の解説を「市民全体」に修正しました。
- (21) 案どおり、会派取扱要綱において、3 名以上と規定されています。
- (22) 案どおり、議長とは、議会を代表する議長をいう。
- (23) 案を再考し、「積極的に行い」に修正し、「果たさなければならない」は案どおり、義務化の明記をしました。
- (24) 案どおり、様々な場という意味で明記しました。
- (25) 案を再考し、削除しました。
- (26) 法 100 条の 2 では「学識経験を有する者等にさせることができる」とあり、案どおり「専門的知見の活用」と明記しました。
- (27) 案どおり、条文であえて明記しました。
- (28) 案を再考し、第 3 項については、第 20 条と重複するため削除しました。
- (29) 案どおり、議会報告会を開催するだけでなく、市民の意見を柔軟に受け止め、政策立案や市長への提言に繋げるものです。
- (30) 案どおり、議会報告会を情報及び意見を交換する場と位置づけるため
- (31) 案どおり、一問一答方式導入の目的を明記しました。
- (32) 案どおり。
- (33) 案どおり。
- (34) 案どおり。
- (35) 案を再考し、第 1 項を「議会及び議員は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との立場及び機能の違いを踏まえ、議会活動を行うことにより、議会審議における市長等との緊張関係の保持に努めなければならない」に修正しました。

第 3 項の「市長等との立場及び機能の違いを踏まえ、議会活動を行うとともに」を削除しました。

- (36) 案どおり。
- (37) 案どおり。
- (38) 案どおり。
- (39) 案どおり。
- (40) 案どおり。
- (41) 案どおり。
- (42) 案どおり。
- (43) 案どおり。
- (44) 案どおり。
- (45) 案を再考し、「将来にわたる効果及び費用」に修正しました。
- (46) 案を再考し、「議会は、政策等の執行後におけるその評価に資する審議に努めるものとする」に修正しました。
- (47) 案どおり、予算及び決算における政策説明資料の作成として、条文化した。なお、「施策別又は事業別の分りやすい資料の作成」に修正しました。
- (48) 案どおり、市全体の政策等を指します。
- (49) 案を再考し、「ものとする」に修正しました。
- (50) 案を再考し、第2項に、「議会は、政策立案を行うに当たっては、第9条第1項各号に規定する事項を市民に公表するものとする」を追加しました。
- (51) 案どおり、条文に明記しました。
- (52) 案どおり。
- (53) 案どおり。
- (54) 案どおり、第9条で「政策等」を明記しました。
- (55) 案どおり。
- (56) 案どおり。
- (57) 案どおり。
- (58) 案どおり。
- (59) 案どおり。
- (60) 案どおり。
- (61) 案を再考し、「議会は、議員の政策立案及び政策提案能力の向上等を図るとともに、この条例の趣旨を議員に浸透させるため、議員研修を実施するものとする」に修正しました。
- (62) 案どおり。
- (63) 案どおり。
- (64) 案どおり。

- (65) 案どおり。
- (66) 案どおり。
- (67) 案どおり。
- (68) 案どおり。
- (69) 案どおり。
- (70) 案どおり。
- (71) 案どおり。
- (72) 案を再考し、「議員定数又は議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び健全な財政運営を考慮するとともに、議会活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする」に修正しました。
- (73) 案どおり。
- (74) 案どおり。
- (75) 案どおり。
- (76) 案どおり。
- (77) 案どおり。
- (78) 案を再考し、「この条例の趣旨を浸透させるため」に修正しました。
- (79) 案どおり。
- (80) 案どおり。
- (81) 案を再考し、第 24 条を削除しました。
- (82) 同上
- (83) 案どおり。
- (84) 案どおり。
- (85) 案どおり。
- (86) 案どおり。
- (87) 案どおり。
- (88) 案どおり。
- (89) 案どおり。

### 意見③について

#### ・第 22 条について

案を再考し、「議員定数又は議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び健全な財政運営を考慮するとともに、議会活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする」に修正しました。

## ・第12条について

案を再考し、第2項に、「議会は、政策立案を行うに当たっては、第9条第1項各号に規定する事項を市民に公表するものとする」を追加しました。

## 意見④について

### 1について

- ・前文で、「選挙において天理市議会議員（以下「議員」という。）を選び天理市議会（以下「議会」という。）を構成するとともに、市長を選んでいる」と明記しました。

### 2について

- ・前文で、「二元代表機関」を明記しました。
- ・第2条で、「議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関」と明記しました。
- ・第3条で、「議員は、議会が言論の府であり合議制機関であることを認識し」と明記しました。
- ・第8条で、「市長その他の執行機関及び職員」を明記しました。

### 3について

- ・前文で、「この二元代表機関には、市民の信託に応えるために異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映するために切磋琢磨し、最良の決定をなす使命が課せられている。」と明記しました。
- ・前文で、「執行機関との関係については、対等協力関係を前提として」と明記しました。

### 4について

#### (1) について

前文で、「この条例は、地方議会の基本的な目的や役割を明らかにし、その議会活動のあり方や原則を示し、自治立法権を担う地方議会の機能、制度などについて、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会へと充実・強化を目指すものである」と明記しました。

## (2) について

### ①について

- a 第2条で、「議会活動の原則」を明記しました。
- b 前文で、「市民の信託に応える」と明記しました。
- c 第1条に明記しました。
- d 第1条に明記しました。

### ②について

- a 第3条で、「議員活動の原則」を明記しました。
- b 第2条で「議会活動の原則」を明記し、第15条で「委員会も活動」を明記しました。
- c 第3条及び第8条で明記しました。

### ③について

- a 第8条で明記しました。
- b 第8条で明記しました。

### ④について

- a 第11条で「監視及び評価」を明記しました。
- b 第12条で「政策立案及び政策提案」を明記しました。  
第17条で「議員研修の充実強化」を明記しました。
- c 第5条で「専門的知見の活用」「公聴会制度」「参考人制度」を明記したため、付属機関の設置は条例化しませんでした。
- d 第13条及び第14条で明記しました。

### ⑤について

- a 第2条、第3条、第5条、第7条で明記しました。
- b 第2条、第5条、第6条で明記しました。
- c 第5条で明記しました。
- d 第5条で明記しました。

### ⑥について

- a 第2条第3項で、「継続的に見直す」と明記しました。  
第24条で「見直し手続き」を明記しました。
- b 第21条で「議員の政治倫理」を明記しました。
- c 第22条で「議員定数及び議員報酬」を明記しました。

d 第 18 条で「議会事務局の体制整備」を明記しました。

## 意見⑤について

### ・第 1 章（目的）解説について

解説を再考し、「二元代表機関の趣旨を踏まえ、市民とともに歩む議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会活動を」に修正しました。

### ・第 3 章 第 5 条第 2 項について

地方自治法 115 条で「秘密会」を開くことができると定めています。特に、地方公共団体の秘密に属する事項、議員又は住民の一身上の事件にかかわる審議の場合等、必要最小限にとどめるべきである。

### ・第 3 章 第 7 条について

「議会報告会」は、議会として開催します。

### ・第 4 章 第 9 条第 1 項第 3 号について

貴重なご意見、ありがとうございました。

- ・政策立案及び政策提案機能の強化に努めます。(第 12 条)
- ・政策討論会を開催します。(第 14 条)
- ・議員研修の充実強化を図ります。(第 17 条)

### ・第 9 章 第 22 条について

貴重なご意見、ありがとうございました。

- ・市民等の多様な意見の把握に努めます。(第 2 条)
- ・市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を開催します。(第 7 条)
- ・議員定数の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び健全な財政運営を考慮して検討します。